

県立学校再開に向けた 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策緊急点検」チェックリスト

令和2年4月5日
山形県教育委員会

児童生徒・保護者の安全・安心のため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について、学校でチェック体制を構築し、以下の項目について体制整備が図られているか確認したうえで、学校を再開してください。

(1) 児童生徒等学校関係者の行動履歴の確認

- 以下の取扱いを児童生徒及び保護者に周知
- 児童生徒の過去2週間の行動履歴を確認し、該当者がいる場合、以下のとおり措置
 - ・ 児童生徒が感染拡大地域・海外から帰県した日の翌日から起算して2週間経過するまでは、出席停止とする。
 - ・ 児童生徒が2週間以内に感染拡大地域・海外からの来県者と濃厚接触した場合は、濃厚接触した日の翌日から起算して2週間経過するまでは、出席停止とする。

(2) 基本的な項目

- 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策について児童生徒へ周知
- 発熱(37.5℃以上)や風邪症状のある生徒は活動させないため、児童生徒の登校前の体温及び風邪症状の有無の確認を行う準備
 - 保護者への周知・依頼
 - 記録用紙の準備
 - 登校前に体温測定を忘れた生徒について学校で測定する体制
- 感染症対策について、学校医及び学校薬剤師と連携したチェック体制の構築、学校保健委員会等を活用した実施

(3) 環境整備

- こまめな換気(1時間に1~2回程度)の実施に向けた時間や担当者の指定等の体制構築
- 消毒液の設置及び積極的な活用の指導の準備
 - ⇒ 消毒液が確保できない場合
 - 手洗いの励行の指導の準備
- 児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブやトイレの蛇口など)の消毒について担当者を決めて定期的に(1日1回以上)実施する体制の構築

(4) 授業時

① 共通事項

- 座席間について、1m以上離す・交互に着席するなど可能な範囲で間隔を確保
- 机の向きは対面を回避
- 近距離での会話や発声等が必要な場合に備えて咳エチケットの要領で全児童生徒がマスクを装着する準備
 - ⇒ マスクを準備できない児童生徒がいる場合、
 - 手作りマスクの作成の手配

(家庭への作成依頼 地域関係者 家庭科等教育活動での作成)

② 実技や実習を行う場面（グループワーク、歌唱・楽器演奏、体育など）

- 授業実施の際の一人ひとりの間隔を確保
 - 実習前・実習後の手洗いの徹底の指導の準備
 - 共用の教材、教具、情報機器などを使用した後、こまめに手洗いをを行う指導体制の構築
 - 音楽科について、合唱・楽器演奏は、集団活動を回避
 - 体育について、以下のことを可能にする授業実施計画になっているか確認
 - 可能な限り屋外で実施
 - 児童生徒が集合・接触する活動の回避
- ⇒ 以上の対策が取れず、安全な実施が困難である場合、
- 年間指導計画の中での指導の順序を入れ替え
 - 実習内容の変更

(5) 通学時

① 通学に公共の電車やバスを利用する児童生徒の「3つの密」対策

- 各学校や地域の実情に応じた始業時刻・終業時刻の変更
- 会話を控えることやマスクの着用の指導の準備 ※マスクの確保は(4)①参照

② スクールバスの運行に向けた「3つの密」対策

- 運転手に対して、定期的に窓を開け換気を行うよう指示
- 可能な範囲でコース変更や運行方法の工夫による過密乗車回避の準備
- 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスク着用を指導する準備 ※マスクの確保は(4)①参照
- 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒する準備

(6) 学校給食

- 学校給食従事者に対し、学校給食衛生管理基準の徹底の指示
 - 調理施設・設備の消毒の徹底
 - 検温を含む健康状態・服装等の確認
- 給食時の児童生徒への指導の実施について教職員間で共有
 - 児童生徒全員の食事前の手洗い徹底
 - 配食当番の児童生徒のマスクを着用
 - 会食時の会話は控え、対面での着席を回避

(7) 部活動

- 通常の活動とは異なるものであるという認識について、生徒も含め、部活動の全関係者と共有
 - 通常の活動に参加していない外部関係者（臨時講師、臨時コーチ、卒業生、他校生徒等）は部活動に参加しないことについて、生徒も含め、部活動の全関係者と共有
 - 活動計画は平日のみ、1日の活動時間は2時間以内の実施計画となっているか確認
- ① 活動内容・道具等の使用
- すべての部活動について、以下の点が徹底できるような、活動計画となっているか確認
 - 小グループで活動し、屋内に多くの生徒が集まらない。
 - 大声は避ける。
 - 柔道などの対人競技においては、近距離での対人練習を行わず、個人の技能を高め

る練習を工夫する。

チームスポーツにおいては、人が密集する機会を少なくし、個人の技能を高める練習を工夫する。

文化部活動においては、大人数が集まって演奏や制作等をする事のないよう練習内容を工夫する。

吹奏楽では楽器を共有しない。

合唱では、集団活動は行わず、個人の技能を高める練習を工夫する。

使い回す道具を使用した場合には、こまめに手洗いをを行う指導体制の構築

ボトルやカップ、タオルの共用はせず、飲用水は個人で準備するよう保護者・児童生徒に依頼

② 環境整備

屋内の場合、多くの生徒ができるだけ集まらないように、使用時間及び会場の割り当てを工夫

密閉した空間を作らないため、常に多少開けておく窓を選定

こまめな換気（1時間に1～2回程度）の実施に向けた時間や担当者の指定等の体制構築

③ その他運営に関すること

活動計画は、自校のみの単独練習（宿泊を伴う活動、遠征、練習試合及び合宿は当面見合わせ）となっているか確認

・部室を使用する場合

着替えなどの必要最低限の利用に制限 時間帯を分けた使用

換気の実施体制の確認

(8) その他

① 児童生徒の心のケアに係る体制整備

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察体制の構築

健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援の検討

感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止のため、感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた指導を実施する準備

② 児童生徒・保護者への周知等

児童生徒・保護者の不安を軽減するため、学校の取組みを周知

③ 学校に出入りする業者等への要請

咳エチケット、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請

(9) 特別支援学校において特に配慮すべきこと

① 学習活動・学校活動

医療的ケア児については、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をすること。

家庭や病院への訪問教育の実施は、該当児童生徒の健康状態の把握や教員の体調管理を徹底した上で保護者や病院との情報共有のもと、授業の可否について判断すること。

② 部活動

感染防止の観点から極力控えること。

③ 寄宿舍

- 舎食は、(6) 学校給食の対応に同様とする。
- 入浴は、時差をつける、一回あたりの入浴者数を制限するなどの工夫をする。
- 余暇活動については、密集しないよう場所を分けて行うようにする。

④ その他

- 昇降口での密集を避けるため、出入口を分ける、時差登下校とする等、工夫する。
- 放課後等デイサービスによる送迎サービスの利用の場合には、感染予防対策について十分に連携すること。